

総務会計課所管美術品貸出事務取扱要領（抄）

（趣旨）

第1条 この要領は、総務会計課長が所管する美術品の活用のための貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象美術品 別表第1に掲げる美術品（総務会計課長があらかじめ貸付可能として選定したもの）をいう。
- (2) 県民利用施設 不特定多数の県民が利用できる施設等（公共施設に限らない。）をいう。

（貸出先の範囲）

第3条 対象美術品の貸出しは、対象美術品を展示しようとする場所が県民利用施設と認められる場所であって、対象美術品の保管及び展示に十分な配慮がなされ、対象美術品の貸出しが公益の増進に寄与すると総務会計課長が認めた場合に行う。

（貸出しの申込み）

第4条 対象美術品の貸出しを受けようとするものが、貸出しを受けようとするものの所有する県民利用施設において展示するために対象美術品を借り受けようとするときは、管理責任者を定め、美術作品貸出申込書（様式第1号）を総務会計課長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、展示会のために借り受けようとする場合は、前項の申込書に、展示会の趣旨、企画、規模等の詳細を記載した書類を添付しなければならない。

（貸出しの承認）

第5条 総務会計課長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、これを審査し、貸出しを行うことが適当であると認めたときは、貸出しの決定を行い、当該申込書を提出したものに貸出承認書（様式第2号）により通知するものとする。

（貸出期間）

第6条 対象美術品の貸出期間は、1年を超えることができない。ただし、前条の手続を経た場合に限り、1回に限り貸出期間を更新し、又は延長することができる。

- 2 貸出期間の更新又は延長を申請する場合は、展示状況確認書（様式第3号）を添付しなければならない。

（貸出条件）

第7条 総務会計課長は、第5条の規定により貸出しを決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 貸し出した対象美術品（以下「貸出作品」という。）の荷造り、運搬及び展示に要する一切の経費は、貸出しを受けたもの（以下「借受人」という。）の負担とする。
- (2) 貸出作品に関しては、借受人の負担において輸送・展示一貫保険を掛けるものとする。ただし、貸出作品の展示場所で、貸出作品の常時監視及び防犯カメラの複数台設置等の対策が実施できる場合は、総務会計課長は展示一貫保険を免除することができるものとする。

- (3) 貸出作品の展示場所については、借受人が美術品の汚損、破損、盗難等の事故を未然に防ぐ対策として、施錠管理、警備員等の巡回等の方策を講じるものとする。
- (4) 貸出期間中の貸出作品の管理は、一切を借受人の責任とし、万一汚損、破損、紛失等があったときは、これを原状に回復し、又はその賠償の責を負うものとする。なお、賠償額については、富山県の物品管理台帳に記されている貸出作品の評価額又は 10 万円のいずれか高い方を基準として算定するものとする。
- (5) 借受人は、貸出作品の使用権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (6) 貸出作品は、貸出しの目的以外の目的に使用してはならない。
- (7) 貸出作品の展示に関しては、当該作品が富山県の所蔵である旨の表示等、総務会計課長が指定する表示を行うものとする。
- (8) 借受人は、県民等から貸出作品の鑑賞について要望があったときは、休業日等を除き、原則としてこれを妨げてはならないものとする。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、総務会計課長の指示に従うものとする。

(貸出)

第 8 条 対象美術品の貸出しは、原則として無償とする。

(引渡し及び返還)

- 第 9 条 借受人は、貸出作品の引渡しを受けるときは、借受証（様式第 4 号）を提出しなければならない。
- 2 借受証に記載した内容に変更が生じる場合は、あらかじめ展示状況変更届（様式第 5 号）を提出し、総務会計課長の承認を得なければならない。
 - 3 貸出作品の引渡し及び返還に際しては、管理責任者が立ち会わなければならない。
 - 4 貸出作品には、作品管理票（様式第 6 号）を添付しなければならない。

(貸出期間中の返還)

- 第 10 条 総務会計課長は、借受人が第 7 条の規定に違反したとき又は総務会計課長の業務のため貸出作品が必要となったときは、第 6 条の規定に関わらず貸出期間中においてもその作品の返還を求めることができる。
- 2 前項の場合において、借受人は、総務会計課長の指示に従い、速やかに貸出作品等を返還し、これについての補償等を要求することはできないものとする。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。